

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年6月21日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所に関する中国電力株式会社との協議の場の設定について

(防災課) . . . . . 1

- 2 災害情報ダイヤルの設置について

(防災課・危機管理課) . . . . . 2

防 災 局

## 島根原子力発電所に関する中国電力株式会社との協議の場の設定について

平成23年6月21日  
防 災 課

5月27日に知事から中国電力社長へ島根原発の安全対策等に係る申入れをし、協議の場を設けることで同意したことから、下記のとおり協議会を設置する。

- 1 協議会名称 「島根原子力発電所に係る鳥取県防災体制協議会」(仮称)
- 2 日 時 平成23年7月5日(火) [時間調整中]
- 3 場 所 災害対策本部室(鳥取県庁第二庁舎3階)
- 4 参加団体(者) 中国電力(本社原子力担当部長(6月下旬に専任部長設置の可能性あり)、鳥取支社長)、鳥取県(危機管理局長、西部県民局長、県内町村の代表者)、米子市(総務部長)、境港市(産業環境部長)の部長クラス
- 5 開催方法 基本的に協議会は公開で実施
- 6 事務局 鳥取県防災局
- 7 協議内容 5月27日に中国電力に申し入れた4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望)について、協議を行う。
  - (1) 安全対策(津波対策等)の現状
  - (2) 中国電力が関わっている環境放射線モニタリングの現状
  - (3) 安全協定について
  - (4) その他
- 8 スケジュール
  - 6月24日 中電、米子市、境港市等との事務レベルの協議
  - 7月 5日 第1回協議会  
(以降、1月に1回のペースで実施)

# 災害情報ダイヤルの設置について

平成23年6月21日  
防災課・危機管理課

災害情報並びにライフラインの停止、公共交通機関の運転見合わせ、道路の通行止め及び花粉や黄砂、熱中症などの生活安全情報について、県民の皆様からの問い合わせにお応えする「災害情報ダイヤル」を次のとおり設置し、7月1日から運用開始することとしました。

## 記

- 1 運用開始日時 平成23年7月1日（金）8時30分～
- 2 運用時間 24時間対応
  - 開庁時………危機対策・情報課災害情報センターが対応
  - 夜間・休日…防災当直が対応
- 3 災害情報ダイヤルの電話番号
  - 0857-26-8100
  - 次のとおり語呂を定め、県民に馴染みやすい番号を設定した。  
“ハット（8100）したら災害情報ダイヤル”

## 4 問い合わせに対応する災害等情報の例示

災害等の情報の区分	災害・危機事案等の事例
自然災害	地震、津波、風水害、林野火災 など
大規模事故	飛行機、鉄道、高速道路等での多重事故 など
原子力災害	放射性物質等の放出事故、原子力発電所事故 など
交通傷害	事故による幹線道路の通行止、公共交通機関の運休 など
ライフライン障害	大規模な停電、電話の不通 など
感染症	新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、口蹄疫 など
食の安全	食中毒、飲料水汚染 など
生活安全情報	熱中症、花粉、黄砂 など
武力攻撃事態	テロ、武力攻撃 など
その他	大気汚染、油流出、水質汚濁 など

## 5 情報の入手、整理等

情報は、県庁の各部局が関係機関（国土交通省、市町村、中国電力、JR等）から入手し、危機管理局（危機対策・情報課災害情報センター）で一元的に集約し、問い合わせに対応できるよう整理する。

